

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																																
(給料月額) 第2条 特定任期付企業職員（条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員をいう。以下この条、第7条第1項及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	(給料月額) 第2条 [同左]																																
<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>352,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>397,600円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>442,900円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>502,400円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>583,700円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>682,000円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>796,900円</u></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	<u>352,000円</u>	2	<u>397,600円</u>	3	<u>442,900円</u>	4	<u>502,400円</u>	5	<u>583,700円</u>	6	<u>682,000円</u>	7	<u>796,900円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>342,800円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>387,300円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>431,400円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>489,300円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>568,500円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>664,300円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>776,200円</u></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	<u>342,800円</u>	2	<u>387,300円</u>	3	<u>431,400円</u>	4	<u>489,300円</u>	5	<u>568,500円</u>	6	<u>664,300円</u>	7	<u>776,200円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>352,000円</u>																																
2	<u>397,600円</u>																																
3	<u>442,900円</u>																																
4	<u>502,400円</u>																																
5	<u>583,700円</u>																																
6	<u>682,000円</u>																																
7	<u>796,900円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>342,800円</u>																																
2	<u>387,300円</u>																																
3	<u>431,400円</u>																																
4	<u>489,300円</u>																																
5	<u>568,500円</u>																																
6	<u>664,300円</u>																																
7	<u>776,200円</u>																																
[2・3 略] (特定任期付企業職員及び任期付短時間勤務企業職員の期末手当)	[2・3 同左] (特定任期付企業職員及び任期付短時間勤務企業職員の期末手当)																																
第7条 特定任期付企業職員に対する給与規程第28条の規定の適用については、次に定めるところによる。 (1) 給与規程第28条第2項第1号中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」とす	第7条 [同左] (1) 給与規程第28条第2項第1号中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」とする。																																

<p>る。</p> <p>[(2) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(特定任期付企業職員の勤勉手当)</p> <p>第8条 特定任期付企業職員に対する給与規程第29条の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 給与規程第29条第3項第1号中「<u>100分の215</u>」とあるのは「<u>100分の180</u>」とする。</p> <p>[(2) 略]</p>	<p>[(2) 同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>(特定任期付企業職員の勤勉手当)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[(1) 給与規程第29条第3項第1号中「<u>100分の210</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。]</p> <p>[(2) 同左]</p>
---	---

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項及び第8条第1項の改正規定は、令和7年12月1日から施行する。
- この規程（第2条第1項の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(給与の内扱)

- この規程による改正前の大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて適用日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- この附則に定めるもののほか、この規程の施行に伴う清算その他必要な事項は、大阪市水道局長が定める。

（令和7年11月28日掲示済）